

(親族及び成人した子に対して保護命令を求める場合に使用します。)

「同意書」についての説明 (親族等)

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という法律では、夫婦等の中で殴る、蹴るなどの暴力を受けた人を守るために、裁判所が出す「保護命令」というものが定められています。
- 2 この「保護命令」のひとつに、「暴力をふるった人は、6か月間、親族等につきまったり、親族等の近くをうろついたりしてはいけない」という命令があります。ただし、その親族等が「命令が出されてもよい」と親族等が同意するかどうかを確かめなければならない、とされています。(なお、その親族等が15歳未満の未成年であるときは、その法定代理人の同意が必要になります。)
- 3 この下にある「同意書」は、「『夫婦等の中で暴力をふるったとされる人が、あなたにつきまったり、あなたの近くをうろついたりしてはいけない』という命令が出されてもよい」とあなた自身が思うかどうかを確かめるためのものです。もし、あなた自身が「そのような命令が出されてもよい」と考えるなら、「同意書」にあなたの名前などを記入して、裁判所に提出してください。
- 4 「同意書」には、印鑑登録した印鑑で押印し、印鑑登録証明書を添付してください(なお、印鑑登録証明書は、確認の上、返還いたします。)
- 5 不明な点があれば、裁判所まで御連絡ください。

(切りとらずに提出してください)

(□については□内に「レ」を付したもの)

千葉地方裁判所 □民事第4部保全・非訟係 □_____支部 御中

同意書

申立人 _____

相手方 _____

私は、上記の相手方が、私につきまったり、私の近くをうろついてはいけない、とする命令が出されることに、同意します。

令和_____年_____月_____日

氏名_____⑩

申立人との関係 _____

申立人の子の場合 (□昭和 □平成 _____年 _____月 _____日生)